

事業報告書

(自 令和 7 年 3 月 1 日 至 令和 8 年 2 月 28 日)

1. 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 誠洋会

① ☐ 財団 ☐ 社団 (☐ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人

☐ 出資額限度法人 ☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

(2) 事 務 所 の 所 在 地 岐阜県岐阜市月丘町4丁目11番地の1

(3) 設 立 認 可 年 月 日 平成元年7月1日

(4) 設 立 登 記 年 月 日 平成元年6月7日

2. 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設

(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	医療機関コード*	開設場所	許可病床数
診療所	はやの耳鼻いんこう科	2110106594	岐阜県岐阜市月丘町4丁目11番地の1	一般病床 3床

(2) 当該会計年度内に社員総会または評議員会で議決または同意した事項

令和 8 年 4 月 15 日 令和7年度決算の決定

法人名 医療法人 誠洋会
所在地 岐阜市月丘町4丁目11番地の1

※医療法人整理番号	0	0	1	4	6
-----------	---	---	---	---	---

財 産 目 録

(令和 8年 2月28日現在)

1. 資 産 額	167,405,035 円
2. 負 債 額	4,523,181 円
3. 純 資 産 額	162,881,854 円

(内 訳) (単位：円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	69,773,559
B 固 定 資 産	97,631,476
C 資 産 合 計 (A + B)	167,405,035
D 負 債 合 計	4,523,181
E 純 資 産 (C - D)	162,881,854

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 2 6 - 1 - 4 （旧法：診療所を開設する医療法人）

法人名医療法人 誠洋会

※医療法人整理番号00146

所在地岐阜市月岡町 4 - 1 1 - 1

貸借対照表
(令和 8 年 2 月 2 8 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	69,774	I 流 動 負 債	3,274
II 固 定 資 産	97,631	II 固 定 負 債	1,249
1 有 形 固 定 資 産	17,330	負 債 合 計	4,523
2 無 形 固 定 資 産	403	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	79,898	科 目	金 額
		I 資 本 金	6,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	156,882
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	162,882
資 産 合 計	167,405	負債・純資産合計	167,405

様式 2 6 - 2 - 2 (診療所を開設する医療法人)

法人名 医療法人 誠洋会

※医療法人整理番号 0 0 1 4 6

所在地 岐阜市月岡町 4 - 1 1 - 1

損 益 計 算 書
(自 令和 7 年 3 月 1 日 至 令和 8 年 2 月 2 8 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	61,519
2 事業費用	66,813
本来業務事業損失	5,294
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	466
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	466
事業損失	4,828
II 事業外収益	0
III 事業外費用	0
経常損失	4,828
IV 特別利益	0
V 特別損失	15
税引前当期純損失	4,843
法人税等	72
当期純損失	4,915

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 誠洋会

理事長 早野 洋司 殿

私は、医療法人 誠洋会の令和 7 会計年度（令和 7 年 3 月 1 日 から
令和 8 年 2 月 28 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。
その結果につき、以下の通り報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監 査 結 果

- （１）事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- （２）会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- （３）計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- （４）理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 3 月 25 日

医療法人 誠洋会

監事 鐘本 由布子